

令和5年度ふるさと結城同窓会開催支援補助金交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、人口減少対策として、同世代が集まって地元の良さを再発見する機会を創出し、若者世代の郷土愛の醸成、Uターン及び定住促進を図るため、市内で開催する同窓会に要する経費に対し、予算の範囲内において令和5年度ふるさと結城同窓会開催支援補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(同窓会の要件)

第2条 市長は、次に掲げる要件を全て満たす同窓会を開催する者に対し、補助金を交付する。

- (1) 市内で開催すること。
 - (2) 出席者同士が、前条の趣旨に則った交流、意見交換等を行える機会があること。
 - (3) 出席者が、市内の小学校、中学校等を卒業していること。
 - (4) 学校、クラス、部活、サークル等のグループ単位で開催すること。
 - (5) 出席者の総数が10人以上で、かつ、出席者の3割以上が市外に住所を有する者であること。
 - (6) 開催日の属する年度の4月2日から翌年の4月1日までの間に達する出席者の年齢が26歳から35歳までであること。
 - (7) 出席者に対して、市が提供するパンフレット等の配布及び周知を行うこと。
 - (8) 市が実施するアンケート及び市の施策に関する情報発信に協力すること。
- 2 同一の単位で行う同窓会への補助金の交付は、同一年度内に1回を限度とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 同窓会の開催に要する企画及び広告に係る経費
- (2) 案内文書の作成及び送付に要する経費
- (3) 会場の使用に係る経費
- (4) 集合写真の印刷に係る経費
- (5) 飲食に係る経費（市内の飲食店等に支出するものに限る。）
- (6) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、同窓会の出席者（来賓等を除く。）の数に2千円を乗じて得た額又は補助対象経費の2分の1の額のいずれか低い額とし、10万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年度ふるさと結城同窓会開催支援補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和5年度ふるさと結城同窓会開催支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（同窓会の変更等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同窓会の内容を変更し、又は中止しようとするときは、遅滞なく令和5年度ふるさと結城同窓会開催内容変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、開催年月日、開催場所等の変更その他軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更にあつては令和5年度ふるさと結城同窓会開催内容変更承認通知書（様式第4号）により、中止にあつては令和5年度ふるさと結城同窓会開催中止承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、同窓会の開催日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、令和5年度ふるさと結城同窓会開催支援補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和5年度ふるさと結城同窓会開催支援補助金額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（経理区分）

第10条 交付決定者は、同窓会の開催に要する経費と他の事業を経理区分し、同窓会の開催に係る経費を明確にしておかななければならない。

（証拠書類の保存）

第11条 交付決定者は、同窓会の開催に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、同窓会の開催の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（庶務）

第12条 この要項に定める手続等については、企画財務部企画政策課において処理する。

（補則）

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。